

クラウドサーカス ソフトウェア共通約款 新旧対照表

【旧約款】クラウドサーカス ソフトウェア共通約款 (2026 年 4 月 5 日改訂版)	【新約款】クラウドサーカス ソフトウェア共通約款 (2026 年 10 月 16 日改訂版)
第1条 (定義) 本書で用いられる用語の定義は以下の各号のとおりです。 (1) 「当社」とは、クラウドサーカス株式会社をいいます。 (2) 「本共通約款」とは、クラウドサーカス ソフトウェア共通約款をいいます。 (URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf) (3) 「本ソフトウェア」とは、本共通約款が適用されるソフトウェアをいい、その一覧は、下記のリンクのとおりです。 (URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_list.pdf) なお、原則として、本ソフトウェアには、お申込者向けにカスタマイズされたソフトウェアは含まれません。 (4) 「ソフトウェア別特約」とは、本共通約款の内容を補完することを目的として、当社がソフトウェア毎に定めた特約をいいます。 (5) 「本共通約款等」とは、本共通約款及びソフトウェア別特約の総称をいいます。 (6) 「本契約」とは、本共通約款等に規定された事項を契約内容とする当社とお申込者間の契約をいいます。 (7) 「CCC」とは、本ソフトウェアに関する各種申込み及び変更手続きをすることができる Web プラットフォーム「Cloud CIRCUS Console」をいいます。 (8) 「登録コンテンツ」とは、お申込者が、本ソフトウェアに登録したコンテンツ及び本ソフトウェアを使用して第三者に公開又は送信したコンテンツをいいます。 (9) 「フリープラン」とは、本契約のうち、対価が無償のものをいいます。 (10) 「有償プラン」とは、本契約のうち、対価が有償のものをいいます。	第1条 (定義) 本書で用いられる用語の定義は以下の各号のとおりです。 (1) 「当社」とは、クラウドサーカス株式会社をいいます。 (2) 「本共通約款」とは、クラウドサーカス ソフトウェア共通約款をいいます。 (URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf) (3) 「本ソフトウェア」とは、本共通約款が適用されるソフトウェアをいい、その一覧は、下記のリンクのとおりです。 (URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_list.pdf) なお、原則として、本ソフトウェアには、お申込者向けにカスタマイズされたソフトウェアは含まれません。 (4) 「ソフトウェア別特約」とは、本共通約款の内容を補完することを目的として、当社がソフトウェア毎に定めた特約をいいます。 (5) 「本共通約款等」とは、本共通約款及びソフトウェア別特約の総称をいいます。 (6) 「本契約」とは、本共通約款等に規定された事項を契約内容とする当社とお申込者間の契約をいいます。 (7) 「CCC」とは、本ソフトウェアに関する各種申込み及び変更手続きをすることができる Web プラットフォーム「Cloud CIRCUS Console」をいいます。 (8) 「登録コンテンツ」とは、お申込者が、本ソフトウェアに登録したコンテンツ及び本ソフトウェアを使用して第三者に公開又は送信したコンテンツをいいます。 (9) 「フリープラン」とは、本契約のうち、対価が無償のものをいいます。 (10) 「有償プラン」とは、本契約のうち、対価が有償のものをいいます。

(11) 「プランアップ」とは、フリープランから有償プランへ移行すること及び有償プランから、より上位の有償プランに移行することをいいます。 (12) 「プランダウン」とは、有償プランから、より下位の有償プランに移行することをいいます。なお、有償プランからフリープランに移行することはできません。 (13) 「ログイン ID 等」とは、お申込者が CCC 又は本ソフトウェアにログインして当社から役務の提供を受けるために必要な ID 及びパスワードをいいます。 (14) 「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」をいいます。 (URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html) (15) 「委託個人データ」とは、当社が、お申込者から取り扱いを委託された個人データをいいます。	(11) 「プランアップ」とは、フリープランから有償プランへ移行すること及び有償プランから、より上位の有償プランに移行することをいいます。 (12) 「プランダウン」とは、有償プランから、より下位の有償プランに移行することをいいます。なお、有償プランからフリープランに移行することはできません。 (13) 「ログイン ID 等」とは、お申込者が CCC 又は本ソフトウェアにログインして当社から役務の提供を受けるために必要な ID 及びパスワードをいいます。 (14) 「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」をいいます。 (URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html) (15) 「委託個人データ」とは、当社が、お申込者から取り扱いを委託された個人データをいいます。 <u>(16) 「本 AI 生成物」とは、本ソフトウェアが AI を利用したソフトウェアである場合に、お申込者が本ソフトウェアを利用して AI で生成した文章、画像、音声、音楽、動画、プログラムコードその他の生成物をいいます。</u>
第 2 条 （本共通約款の目的） 本共通約款は、本ソフトウェアに共通して適用される使用許諾条件を定めることを目的とします。 お申込者が当社の以下の各号の本ソフトウェアを使用するときは、本共通約款の規定に加えて、下記のソフトウェア別特約の規定が適用されます。 (1) ActiBook (https://cloudcircus.jp/dems_media/other/ActiBook_terms.pdf) (2) AppGoose (https://cloudcircus.jp/dems_media/other/AppGoose_terms.pdf) (3) BowNow (https://cloudcircus.jp/dems_media/other/BowNow_terms.pdf) (4) COCOAR (https://cloudcircus.jp/dems_media/other/COCOAR_terms.pdf) (5) CMP powered by webtru (https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cmp/) (6) CMS Blue Monkey	第 2 条 （本共通約款の目的） 本共通約款は、本ソフトウェアに共通して適用される使用許諾条件を定めることを目的とします。 お申込者が当社の以下の各号の本ソフトウェアを使用するときは、本共通約款の規定に加えて、下記のソフトウェア別特約の規定が適用されます。 (1) ActiBook (https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/actibook/) (2) AppGoose (https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/appgoose/) (3) BowNow (https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bownow/) <u>(4) CIRCUS Ads</u> <u>(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_ads/)</u> <u>(5) CIRCUS MyAgent</u> <u>(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_myagent/)</u> <u>(6) CIRCUS CRM</u>

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/bluemonkey_terms.pdf)

(7) creca

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/creca_terms.pdf)

(8) CrowdBooth

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/crowdbooth/)

(9) Fullstar

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/Fullstar_terms.pdf)

(10) IZANAI

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/IZANAI_terms.pdf)

(11) IZANAI powered by OpenAI

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/IZANAI_Poword_by_OpenAI_terms.pdf)

(12) LESSAR

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/LESSAR_terms.pdf)

(13) LP Builder powered by Slideflow

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/LPBuilder_terms.pdf)

(14) Metabadge

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/Metabadge_terms.pdf)

(15) Plusdb

(https://cloudcircus.jp/dems_media/other/plusdb_terms.pdf)

本契約の申込書、ソフトウェア別特約及び本共通約款の規定が重複又は矛盾する場合の優先適用順位は以下の各号のとおりです。

(1) 第1順位 ソフトウェア別特約

(2) 第2順位 本共通約款

(3) 第3順位 本契約の申込書又はCCCの本ソフトウェアの申込画面の内容

お申込者と当社間で売買基本契約、業務委託基本契約その他継続的取引の基本契約（契約の名称は問いません。）を締結した場合、これらの基本契約等の契約条件は、本ソフトウェアの使用許諾には適用されません。

本ソフトウェアは、EU一般データ保護規則（GDPR）、英国データ保護法（UKDPA）、米国カリフォルニア州消費者プライバシー法2018（CCPA）及びその他外国のプライバ

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_crm/)

(7) CIRCUS db

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_db/)

(8) COCOAR

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cocoar/)

(9) CMP powered by webtru

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cmp/)

(10) CMS Blue Monkey

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bluemonkey_terms/)

(11) creca

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/creca/)

(12) CrowdBooth

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/crowdbooth/)

(13) Fullstar

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/fullstar/)

(14) IZANAI

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai/)

(15) IZANAI powered by OpenAI

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai_openai/)

(16) LESSAR

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lessar/)

(17) LP Builder powered by Slideflow

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lpbuilder/)

(18) Metabadge

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/metabadge/)

(19) Plusdb

(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/plusdb_terms/)

本契約の申込書、ソフトウェア別特約及び本共通約款の規定が重複又は矛盾する場合の優先適用順位は以下の各号のとおりです。

(1) 第1順位 ソフトウェア別特約

シー法に対応していません。 本ソフトウェアの API を利用する者は、次の「クラウドサーカス API 利用規」に同意するものとします。 （URL : https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/api_agreement.pdf）	<table><tr><td>(2)</td><td>第 2 順位</td><td>本共通約款</td></tr><tr><td>(3)</td><td>第 3 順位</td><td>本契約の申込書又は CCC の本ソフトウェアの申込画面の内容</td></tr></table> お申込者と当社間で売買基本契約、業務委託基本契約その他継続的取引の基本契約（契約の名称は問いません。）を締結した場合、これらの基本契約等の契約条件は、本ソフトウェアの使用許諾には適用されません。 本ソフトウェアは、EU 一般データ保護規則（GDPR）、英国データ保護法（UKDPA）、米国カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018（CCPA）及びその他外国のプライバシー法に対応していません。 本ソフトウェアの API を利用する者は、次の「クラウドサーカス API 利用規約」に同意するものとします。 （URL : https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/api_agreement.pdf）	(2)	第 2 順位	本共通約款	(3)	第 3 順位	本契約の申込書又は CCC の本ソフトウェアの申込画面の内容
(2)	第 2 順位	本共通約款					
(3)	第 3 順位	本契約の申込書又は CCC の本ソフトウェアの申込画面の内容					
第 6 条 （著作権等の帰属） 本ソフトウェアの著作権（著作権第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定される権利を含みます。）及びその他の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属し、本契約の締結によって、これらの権利が当社又は当社に権利を許諾している者からお申込者へ移転するものではありません。 当社は、お申込者に対して本ソフトウェアの使用を許諾する権利を有することを保証します。 当社は、第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払います。 お申込者は、本ソフトウェアに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内容を通知して、当社に対して当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をします。 お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自らの責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたります。 本ソフトウェアに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなされ、当社が本ソフトウェアに関して第三者の知的財産権の侵害があったと判断したときは、当社の費用負担により、権利侵害している部分の変更又は継続使用のための権利取得のうちいず	第 6 条 （著作権等の帰属） 本ソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定される権利を含みます。）及びその他の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属し、本契約の締結によって、これらの権利が当社又は当社に権利を許諾している者からお申込者へ移転するものではありません。 当社は、お申込者に対して本ソフトウェアの使用を許諾する権利を有することを保証します。 当社は、第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払います。 お申込者は、本ソフトウェアに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内容を通知して、当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をします。 お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自らの責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたります。 本ソフトウェアに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなされ、当社が本ソフトウェアに関して第三者の知的財産権の侵害があったと判断したときは、当社の費用負担により、権利侵害している部分の変更又は継続使用のための権利取得のうちいず						

れかの措置を講じます。 登録コンテンツの著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾する者に帰属します。 お申込者は、登録コンテンツに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、当社の故意又は過失による場合を除き、第三者からなされた申立てを自らの責任と費用負担で解決し、当社に損害賠償の負担等を求めません。	れかの措置を講じます。 登録コンテンツの著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾する者に帰属します。 お申込者は、登録コンテンツに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、当社の故意又は過失による場合を除き、第三者からなされた申立てを自らの責任と費用負担で解決し、当社に損害賠償の負担等を求めません。 <u>本 AI 生成物に係る著作権等の知的財産権は、外部 AI 提供事業者が定める利用規約等の条件に従いお申込者に帰属します。当社は本 AI 生成物について知的財産権を主張しません。ただし、お申込者が第三者の著作物に依拠して生成物を作成したときは、当該第三者からの必要な許諾をお申込者の責任で得るものとします。なお、当社は、生成物について知的財産権が成立すること、及び外部 AI 提供事業者の利用規約等において本 AI 生成物の知的財産権がお申込者に帰属すると定められていることについて、保証するものではありません。</u>
第 8 条 （料金の支払い） 本ソフトウェアの料金（オプションがあるときはこれを含みます。）は、初期費用及び月額費用から構成されます。 初期費用の課金開始日は、月額費用の初回請求分の支払期日と同日とします。 お申込者は、当社と別途合意した本ソフトウェアの料金を本条及びお申込書又は CCC のお申込画面に定める方法で支払います。 当社は、本ソフトウェアの請求書をお申込者に発行します。ただし、クレジットカード払いの場合は、請求書が発行されないことがあります。 第 3 項及び第 4 項の規定は、お申込者が販売店を通じて本ソフトウェアの使用許諾契約を締結したときには適用されません。お申込者は、本ソフトウェアの料金を販売店に支払います。 当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本ソフトウェアの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1 カ月以上前に告知することで、本ソフトウェアの料金を改定することができます。 お申込者が本契約を中途解約したときは、違約金が発生することがあります。詳細は、第 33 条第 2 項のとおりです。	第 8 条 （料金の支払い） 本ソフトウェアの料金（オプションがあるときはこれを含みます。）は、初期費用及び月額費用から構成されます。 初期費用の課金開始日は、月額費用の初回請求分の支払期日と同日とします。 お申込者は、当社と別途合意した本ソフトウェアの料金を本条及びお申込書又は CCC のお申込画面に定める方法で支払います。 当社は、本ソフトウェアの請求書をお申込者に発行します。ただし、クレジットカード払いの場合は、請求書が発行されないことがあります。 第 3 項及び第 4 項の規定は、お申込者が販売店を通じて本ソフトウェアの使用許諾契約を締結したときには適用されません。お申込者は、本ソフトウェアの料金を販売店に支払います。 当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本ソフトウェアの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1 カ月以上前に告知することで、本ソフトウェアの料金を改定することができます。 お申込者が本契約を中途解約したときは、違約金が発生することがあります。詳細は、第 <u>34</u> 条第 2 項のとおりです。
（該当なし・新設）	第 9 条 （AI に関する情報の適切性等）

	<u>本ソフトウェアがAIを利用している場合、お申込者は、本ソフトウェアに入力し、又は連携させるデータ（機密情報、個人情報等）について、個人情報保護法その他の法令及び第三者との間の秘密保持契約その他の取決めに遵守し、本ソフトウェアに適法に入力し又は連携させる正当な権限を有していることを表明し、保証します。</u> <u>AIを利用する本ソフトウェアへのデータの入力又は連携は、お申込者の判断及び責任で行うものとします。当社は、データの入力若しくは連携又はAIによる処理に関連してお申込者に発生したと第三者との紛争及び損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</u> <u>お申込者は、AIの特性上、本AI生成物に誤情報（ハルシネーション）又は不適切な表現が含まれる可能性があることを理解します。</u> <u>当社は、本AI生成物の内容の真実性、適法性（特定商取引法、消費者契約法、景品表示法、薬機法、金融商品取引法、商標法を含みますがこれらに限られません。）及び適切性等について、一切の責任を負わず、本AI生成物に起因する損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。</u>
第9条（フリープランに関する特約） フリープランの料金は、無償とします。 フリープランは、正規版とは仕様が異なり、機能の一部が制限されること及び保存可能なデータが正規版と比較して小容量となることがあります。 第27条（損害賠償）の規定にかかわらず、当社は、フリープランに関連して発生した損害について、賠償責任を負いません。 第31条（サービスの廃止）の規定にかかわらず、当社は、お申込者に事前に通知することなく、フリープランの提供の全部又は一部を廃止又は停止することがあります。この場合においても、お申込者は当社に対して、一切の異議を申し立てることができません。	第10条（フリープランに関する特約） フリープランの料金は、無償とします。 フリープランは、正規版とは仕様が異なり、機能の一部が制限されること及び保存可能なデータが正規版と比較して小容量となることがあります。 第32条（サービスの廃止）の規定にかかわらず、当社は、お申込者に事前に通知することなく、フリープランの提供の全部又は一部を廃止又は停止することがあります。この場合においても、お申込者は当社に対して、一切の異議を申し立てることができません。
第13条（禁止事項） お申込者は、次の各号を行うことができません。 (1) 法令に違反すること。 (2) 本ソフトウェアの一部若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること。	第14条（禁止事項） お申込者は、次の各号を行うことができません。 (1) 法令に違反すること。 (2) 本ソフトウェアの一部若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること。

(3) 本ソフトウェアの模倣品又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。 (4) 本ソフトウェアの製品表示、著作権表示若しくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除又は改変すること。 (5) 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が、あたかも当社以外の者に帰属するかのような表示をすることによって、第三者に誤認させること。 (6) 本ソフトウェアのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。 (7) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。 (8) 当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。 (9) 当社又は本ソフトウェアと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。 (10) 本ソフトウェアのネットワーク、通信回線又はシステム等に著しい負荷を与える可能性がある行為、本ソフトウェアの安定稼働を妨げる可能性がある行為を行うこと。 (11) 「クラウドサーカス商標使用ガイドライン」(URL：https://cloudeircus.jp/legal/) に違反する行為を行うこと。 本ソフトウェアにメール送信機能がある場合、お申込者は、当該機能を利用して、以下の各号に定める行為を行うことができません。 (1) あらかじめ送信先から同意を得ずに、電子メールを送信すること。 (2) 受信拒否の通知を行った者に対して、電子メールを送信すること。 (3) SPAM メールを送信すること。 (4) Spamhaus 等の SPAM 対策を目的としたブラックリストに登録されているメールアドレスから電子メールを送信すること。 (5) 通信キャリアによって迷惑メールと判定される電子メール又はその可能性が高い電子メールを送信するなど、通信キャリアが不適切と考える行為を行うこと。 (6) 当社の指定する容量制限を超える電子メールを送信すること。 (7) 送信メールのエラー比率が 10%以上の送信先リストを利用するなど、実在性	(3) 本ソフトウェアの模倣品又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。 (4) 本ソフトウェアの製品表示、著作権表示若しくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除又は改変すること。 (5) 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が、あたかも当社以外の者に帰属するかのような表示をすることによって、第三者に誤認させること。 (6) 本ソフトウェアのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。 (7) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。 (8) 当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。 (9) 当社又は本ソフトウェアと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。 (10) 本ソフトウェアのネットワーク、通信回線又はシステム等に著しい負荷を与える可能性がある行為、本ソフトウェアの安定稼働を妨げる可能性がある行為を行うこと。 (11) 「クラウドサーカス商標使用ガイドライン」(URL：https://cloudeircus.jp/legal/) に違反する行為を行うこと。 本ソフトウェアにメール送信機能がある場合、お申込者は、当該機能を利用して、以下の各号に定める行為を行うことができません。 (1) あらかじめ送信先から同意を得ずに、電子メールを送信すること。 (2) 受信拒否の通知を行った者に対して、電子メールを送信すること。 (3) SPAM メールを送信すること。 (4) Spamhaus 等の SPAM 対策を目的としたブラックリストに登録されているメールアドレスから電子メールを送信すること。 (5) 通信キャリアによって迷惑メールと判定される電子メール又はその可能性が高い電子メールを送信するなど、通信キャリアが不適切と考える行為を行うこと。 (6) 当社の指定する容量制限を超える電子メールを送信すること。 (7) 送信メールのエラー比率が 10%以上の送信先リストを利用するなど、実在性
---	---

が不確かな複数の送信先に対して、電子メールを送信すること。 (8) 受信者に危害を加えるため、特定の送信先に大量の電子メールを送信すること。 (9) 第 15 条（禁止コンテンツ等）第 1 項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある電子メールを送信すること。 (10) その他当社が不適切と判断した電子メールを送信すること。 お申込者が前 2 項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、当社は、お申込者への催告なしに、直ちに、本契約の履行の全部若しくは一部を中止し、又は本ソフトウェアのメール送信機能を停止することができます。お申込者は、このことについて異議を申し立てないものとします。 お申込者のメールアドレスが Spamhaus 等のブラックリストに掲載された場合、若しくは通信キャリアによって、迷惑メールの送信元として判定された場合などに Spamhaus 等又は通信キャリアによってメールの配信ができなくなる可能性があります。お申込者はこのことについて、一切の異議を申し立てないものとします。 Spamhaus 等によってブラックメールリストに登録され、又は通信キャリアによってメール配信が停止されたときは、当社はブラックメールリストへの登録解除又はメールの配信再開を図るべく商業的に合理的な範囲で努めますが、これらが認められない場合においても、当社は、一切責任を負いません。	が不確かな複数の送信先に対して、電子メールを送信すること。 (8) 受信者に危害を加えるため、特定の送信先に大量の電子メールを送信すること。 (9) <u>第 16 条</u>（禁止コンテンツ等）第 1 項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある電子メールを送信すること。 (10) その他当社が不適切と判断した電子メールを送信すること。 <u>本ソフトウェアが AI を利用する場合、お申込者は、次の各号に定める行為を行うことができません。</u> <u>本 AI 生成物について、人間による生成物であると偽ること。</u> <u>本 AI 生成物について、専門家・有資格者が作成したものであると偽ること。</u> <u>第 9 条第 1 項の規定に違反して、正当な権限を有しないデータを本ソフトウェアに入力し、または連携させること。</u> <u>法令上資格が必要な行為（保険業法にもとづく保険募集、宅地建物取引業法にもとづく重要事項説明等）を AI に行わせること。</u> <u>本ソフトウェアを債権回収、法的紛争に関する交渉に利用すること。</u> <u>本ソフトウェアのプロンプト制御機能、ブロック機能、強制人的確認機能等の安全機能を回避・無効化する態様で利用し、又は不正な指示（プロンプトインジェクション）を入力すること、及び本ソフトウェアが付与した、AI 生成物である旨の表示等を削除すること。</u> <u>本ソフトウェアをシステムの脆弱性診断・負荷試験を目的として利用すること。</u> お申込者が前 2 項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な理由があるときは、当社は、お申込者への催告なしに、直ちに、本契約の履行の全部若しくは一部を中止し、又は本ソフトウェアのメール送信機能を停止することができます。お申込者は、このことについて異議を申し立てないものとします。 お申込者のメールアドレスが Spamhaus 等のブラックリストに掲載された場合、若しくは通信キャリアによって、迷惑メールの送信元として判定された場合などに Spamhaus 等又は通信キャリアによってメールの配信ができなくなる可能性があります。お申込者はこのことについて、一切の異議を申し立てないものとします。 Spamhaus 等によってブラックメールリストに登録され、又は通信キャリアによってメール配信が停止されたときは、当社はブラックメールリストへの登録解除又はメール
--	--

	の配信再開を図るべく商業的に合理的な範囲で努めますが、これらが認められない場合においても、当社は、一切責任を負いません。
第 19 条 （再委託） 当社は本契約の履行の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。 当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、本契約の履行に関する再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負います。	第 <u>20</u> 条 （再委託） 当社は本契約の履行の一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。 当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、本契約の履行に関する再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負います。
第 24 条 （サポート） 当社は、電子メール、チャット及びマニュアルの提供する方法により本ソフトウェアのサポートを実施します。 お申込者が選択した本ソフトウェアのプランに「プレミアムサポート」が含まれる場合、お申込者は、「プレミアムサポート」を受けることができます。「プレミアムサポート」の詳細は、下記の URL のとおりです。 ・プレミアムサポート (URL : https://cloudecircus.jp/company/info/cc_plan/premium_support/)	第 <u>25</u> 条 （サポート） 当社は、電子メール、チャット及びマニュアルを提供する方法により本ソフトウェアのサポートを実施します。 お申込者が選択した本ソフトウェアのプランに「プレミアムサポート」が含まれる場合、お申込者は、「プレミアムサポート」を受けることができます。「プレミアムサポート」の詳細は、下記の URL のとおりです。 ・プレミアムサポート (URL : https://cloudecircus.jp/company/info/cc_plan/premium_support/)
第 26 条 （免責） 当社は、本ソフトウェアについて、明示黙示を問わず、商品性、お申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しないものとします。 当社は、本ソフトウェアの安定稼働に努めるものとしますが、本ソフトウェアの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本ソフトウェアの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証するものではありません。 当社が第 12 条（メンテナンス等による一時停止等）に基づき、本ソフトウェアの使用許諾を一時停止し、又はトラフィックの制限等の措置を行った場合において、お申込者に損害が発生したとしても、当社は、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負いません。 お申込者は、本ソフトウェアを使用するために必要な通信回線及び PC 端末等を、自己の費用負担で用意します。 以下の各号が原因で、本ソフトウェアが動作せず、又は動作が遅くなり、若しくは誤作動したことなどにより、お申込者に損害が生じた場合、当社は、免責されます。	第 <u>27</u> 条 （免責） 当社は、本ソフトウェアについて、明示黙示を問わず、商品性、お申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しないものとします。 当社は、本ソフトウェアの安定稼働に努めるものとしますが、本ソフトウェアの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本ソフトウェアの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証するものではありません。 当社が第 <u>13</u> 条（メンテナンス等による一時停止等）に基づき、本ソフトウェアの使用許諾を一時停止し、又はトラフィックの制限等の措置を行った場合において、お申込者に損害が発生したとしても、当社は、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負いません。 お申込者は、本ソフトウェアを使用するために必要な通信回線及び PC 端末等を、自己の費用負担で用意します。 以下の各号が原因で、本ソフトウェアが動作せず、又は動作が遅くなり、若しくは誤作動したことなどにより、お申込者に損害が生じた場合、当社は、免責されます。

(1) 本ソフトウェアの誤使用 (2) 当社の指定する動作環境外での本ソフトウェアの使用 (3) インターネットの通信環境の良好でないとき (4) 本ソフトウェアへのアクセスの集中 本条のいずれかに該当する場合、お申込者はライセンス料及び月額費用等の免除を受けることができません。 本ソフトウェアと連携する第三者の外部サービスの利用の可否は、お申込者が、自身の裁量と責任において決定します。外部サービスに起因する問題は、お申込者と外部サービスを提供する第三者との間で解決するものとし、当社は外部サービスに起因する損害について、一切責任を負いません。	(1) 本ソフトウェアの誤使用 (2) 当社の指定する動作環境外での本ソフトウェアの使用 (3) インターネットの通信環境の良好でないとき (4) 本ソフトウェアへのアクセスの集中 本条のいずれかに該当する場合、お申込者はライセンス料及び月額費用等の免除を受けることができません。 本ソフトウェアと連携する第三者の外部サービスの利用の可否は、お申込者が、自身の裁量と責任において決定します。外部サービスに起因する問題は、お申込者と外部サービスを提供する第三者との間で解決するものとし、当社は外部サービスに起因する損害について、一切責任を負いません。
第 27 条 （損害賠償） 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自らの責めに基づく事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社及びお申込者は、本ソフトウェアの使用に付随若しくは関連して生じる逸失利益、間接的若しくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負いません。 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額の上限は、損害の発生原因となった本ソフトウェアの月額費用の 3 カ月分とします。なお、複数の本ソフトウェア又はクラウドサービスがセットとなった商品の損害賠償責任は、当該セットの月額費用の 3 カ月分を損害賠償額の上限とします。 前項の規定にかかわらず、以下の各号の本ソフトウェアの損害賠償の上限は以下の各号のとおりです。 (1) ライセンス料を損害賠償の上限とするソフトウェア ① COCOAR (Pro、Standard、Premium、Business、Business Pro) ② ActiBook (CloudSuite Full、CloudSuite Light、Suite、Download、Limited Download) ③ AppGoose Business ④ creca Business ⑤ オフライン閲覧キット (2) 月額費用の 2 カ月分を損害賠償の上限とする本ソフトウェア	第 28 条 （損害賠償） 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自らの責めに基づく事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社及びお申込者は、本ソフトウェアの使用に付随若しくは関連して生じる逸失利益、間接的若しくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負いません。 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額の上限は、損害の発生原因となった本ソフトウェアの月額費用の 3 カ月分とします。なお、複数の本ソフトウェア又はクラウドサービスがセットとなった商品の損害賠償責任は、当該セットの月額費用の 3 カ月分を損害賠償額の上限とします。 前項の規定にかかわらず、以下の各号の本ソフトウェアの損害賠償の上限は以下の各号のとおりです。 (1) ライセンス料を損害賠償の上限とするソフトウェア ① COCOAR (Pro、Standard、Premium、Business、Business Pro) ② ActiBook (CloudSuite Full、CloudSuite Light、Suite、Download、Limited Download) ③ AppGoose Business ④ creca Business ⑤ オフライン閲覧キット (2) 月額費用の 2 カ月分を損害賠償の上限とする本ソフトウェア

① COCOAR Spot 前各項の規定にかかわらず、お申込者が、当社の知的財産権又は当社に権利を許諾している者の知的財産権を侵害したとき、第 13条（禁止事項）、第 15条（禁止コンテンツ等）に違反したとき、又はお申込者によるその他の重大な契約違反があったときは、第 1 項から第 3 項までに定める損害賠償の制限は適用されず、お申込者は、当社に対して、相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負います。 前各項の規定にかかわらず、お申込者が連続して本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を 48 時間以上使用できなかったことにより発生した損害について、当社が負担する賠償額は下記の計算式で算出された金額とします。 記 損害賠償額 ＝ 使用できなかった本ソフトウェアの月額費用 × 使用できなかった日数 ÷ 30 以上 本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を連続して使用できなかった時間が 48 時間未満の場合は、お申込者は当社に損害賠償を請求することができません。 当社の販売店である当社の関係会社（以下「本関係会社」といいます。）とお申込者間の本ソフトウェアの使用許諾契約に関連して発生した損害については、当社及び本関係会社が連帯して本共通約款に規定される範囲で損害賠償責任を負います。 本ソフトウェアの使用許諾に関して、当社及び本関係会社がお申込者に対して負担する損害賠償責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて当社及び本関係会社に対して損害賠償請求をすることができません。	① COCOAR Spot 前各項の規定にかかわらず、お申込者が、当社の知的財産権又は当社に権利を許諾している者の知的財産権を侵害したとき、第 <u>14</u> 条（禁止事項）、第 <u>16</u> 条（禁止コンテンツ等）に違反したとき、又はお申込者によるその他の重大な契約違反があったときは、第 1 項から第 3 項までに定める損害賠償の制限は適用されず、お申込者は、当社に対して、相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負います。 前各項の規定にかかわらず、お申込者が連続して本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を 48 時間以上使用できなかったことにより発生した損害について、当社が負担する賠償額は下記の計算式で算出された金額とします。 記 損害賠償額 ＝ 使用できなかった本ソフトウェアの月額費用 × 使用できなかった日数 ÷ 30 以上 本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を連続して使用できなかった時間が 48 時間未満の場合は、お申込者は当社に損害賠償を請求することができません。 <u>前各項の規定にかかわらず、当社は、フリープランの本ソフトウェアについては、自らに故意又は重過失のある場合に限り損害賠償責任を負うものとし、また、賠償額の上限は 1,000 円とします。</u> 当社の販売店である当社の関係会社（以下「本関係会社」といいます。）とお申込者間の本ソフトウェアの使用許諾契約に関連して発生した損害については、当社及び本関係会社が連帯して本共通約款に規定される範囲で損害賠償責任を負います。 本ソフトウェアの使用許諾に関して、当社及び本関係会社がお申込者に対して負担する損害賠償責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて当社及び本関係会社に対して損害賠償請求をすることができません。
第 30 条 （契約解除及び期限の利益喪失） お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告することなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾を一時停止することができます。 (1) 本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。 (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受け	第 <u>31</u> 条 （契約解除及び期限の利益喪失） お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方へ催告することなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾を一時停止することができます。 (1) 本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。 (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受け

たとき。 (3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。 (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき (5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。 (6) 第 13 条（禁止事項）又は第 28 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。 (7) 重大な過失又は背信行為があったとき。 お申込者又は当社が相当の期間を定めて催告した後も、相手方の契約違反状態が是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。 第 1 項各号のいずれか又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。 お申込者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員の返金を受けることができません。	たとき。 (3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。 (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき。 (5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。 (6) 第 <u>14</u> 条（禁止事項）又は第 <u>29</u> 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。 (7) 重大な過失又は背信行為があったとき。 お申込者又は当社が相当の期間を定めて催告した後も、相手方の契約違反状態が是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。 第 1 項各号のいずれか又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。 お申込者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員の返金を受けることができません。
第 32 条（契約期間） 本契約の満了日は、月額費用の課金開始日から 1 年を経過した日とします。お申込者又は当社が相手方に対して本契約の満了日の 1 カ月前までに本契約の終了の意思表示をしないときは、本契約は 1 カ月間同一条件で延長され、以降も同様とします。	第 <u>33</u> 条（契約期間） 本契約の満了日は、月額費用の課金開始日から 1 年を経過した日とします。お申込者又は当社が相手方に対して本契約の満了日の 1 カ月前までに本契約の終了の意思表示をしないときは、本契約は 1 カ月間同一条件で延長され、以降も同様とします。 <u>前項の規定にかかわらず、お申込者が行政機関又は地方自治体等のときは、契約期間の終了日を当該年度の最終日（3 月 31 日）までとすることができます。</u>
第 37 条（残存条項） 本契約の終了後も、第 6 条（著作権等の帰属）、第 13 条（禁止事項）、第 22 条（権利義務の譲渡禁止）、第 26 条（免責）、第 27 条（損害賠償）、第 34 条（データの削除）、本条、第 38 条（準拠法及び管轄合意）から第 43 条（解釈）までの条項は、引き続き有効とします。	第 <u>38</u> 条（残存条項） 本契約の終了後も、第 6 条（著作権等の帰属）、第 <u>14</u> 条（禁止事項）、第 <u>23</u> 条（権利義務の譲渡禁止）、第 <u>27</u> 条（免責）、第 <u>28</u> 条（損害賠償）、第 <u>35</u> 条（データの削除）、本条、第 <u>39</u> 条（準拠法及び管轄合意）から第 <u>44</u> 条（解釈）までの条項は、引き続き有効とします。
クラウドサーカス株式会社 2026 年 4 月 5 日改訂	クラウドサーカス株式会社 2026 年 4 月 5 日改訂 <u>2026 年 10 月 16 日改訂</u>